

議案ホ第ニ〇号

一 時借入金について

昭和三十七年度において三朝町歳出入予算内の支出に充ち足りぬため次のとおり一時借入する事ができる

記

一 借入金金額

参千五百萬円以内

二 借入先

大蔵省、郵政省、山陰合同銀行、鳥取銀行、扶業相互銀行

三 借入利率

鳥取県町村職員因心給組合、三朝町農業協同組合、日歩三厘五厘以内

昭和三十七年三月十日提出

三朝町長

坂出 雅 己

昭和三十七年三月十七日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

